

四日市市告示第 365 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成28年 6月 30日

四日市市長 田中 俊行

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	路線番号	供用開始区間	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
1	高花平41号線	07055	八王子町字南野1921地先から 八王子町字南野1922-1地先まで	5.3~11.9	80.0	No.1
整理番号	路線名	路線番号	供用開始区間	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
2	采女51号線	08207	小古曾三丁目29地先から 小古曾町字山条2175-1地先まで	4.5~63.8	125.3	No.2
整理番号	路線名	路線番号	供用開始区間	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
3	川島26号線	11095	川島町字別山3944-2地先から 川島町字別山3924地先まで	3.0	20.6	No.3
整理番号	路線名	路線番号	供用開始区間	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
4	北永台7号線	16008	広永町字向山647-65地先から 広永町字向山647-161地先から	4.0~4.7	22.2	No.4
整理番号	路線名	路線番号	供用開始区間	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
5	大鐘2号線	17002	大鐘町字六路山1539-10地先から 大鐘町字六路山1539-7地先まで	4.5~9.3	229.1	No.5